

石川県公報

令和 3 年 3 月 31 日 (水曜日)

号 外

(第 20 号)

目 次

規 則		
○石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則 (産業政策課)	1	○肥料取締法施行細則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則 (農業政策課) 8

規 則

石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十五号

石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
(石川トライアルセンター条例施行規則の一部改正)

第一条 石川トライアルセンター条例施行規則 (平成二年石川県規則第十二号) の一部を次のように改正する。
別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

使 用 承 認 申 請 書

年 月 日

石川県知事 様

次のとおり、施設・設備の使用の承認を受けたいので申請します。なお、施設・設備の使用にあたっては注意事項を守るとともに、万一き損したときは、使用者の責任においてその修理または損害を補てんすることに異議はありません。

太枠内をご記入ください。

申 請 者	住 所
	法 人 名 法人の代表者氏名
	使用者氏名 電 話
使 用 目 的	1 研修・会議 2 製品開発 3 品質管理 4 その他 ()
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から
	年 月 日 (曜日) 時 分まで
研修・会議名等(人数)	

以下記載不要

所 管	受付番号	単 価	数 量 位	金 額 (円)
区 分				
冷暖房料				
合 計				円
担当者		備 考		

承認 区分	承認・不承認
----------	--------

(石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則の一部改正)

第二条 石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則(平成九年石川県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

使 用 承 認 申 請 書

年 月 日

石川県知事 様

次のとおり、施設・設備の使用の承認を受けたいので申請します。なお、施設・設備の使用にあたっては注意事項を守るとともに、万一き損したときは、使用者の責任においてその修理または損害を補てんすることに異議はありません。

太枠内をご記入ください。

申 請 者	住 所
	法 人 名 法人の代表者氏名
	使用者氏名 電 話
使 用 目 的	1 研修・会議 2 製品開発 3 品質管理 4 その他 ()
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
研修・会議名等(人数)	

以下記載不要

所 管	受付番号	単 価	数 量 位	金 額 (円)
区 分				
冷暖房料				
合 計				円
担当者		備 考		

承認 区分	承認・不承認
----------	--------

(石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正)

第三条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の表(1)の項中 「簡単なもの 1 試料 2,030円」 を

「簡単なもの 1 試料 2,610円」 に

「分析 1 試料 8,100円
(1成分を増すごとに
1,060円を加算する。)」 を

「分析 1 試料 8,100円
(1成分を増すごとに
1,060円を加算する。)」 に改め、同表(1)の項中
「高度分析 1 試料 11,290円
(1成分を増すごとに
1,060円を加算する。)」

「走査型プローブ顕微鏡試験 1 箇所 9,800円」 を削る。

別表二の表(2)の項中「880円」を「1,240円」に、「1,080円」を「1,300円」に改める。

別表五の表(8)の項を次のように改める。

(8) 粒度分布試験	マイクロ領域のみ	1 試料	3,960円
	ナノ領域を含む。	1 試料	5,780円

別表13の表(1)の項中 「電子線マイクロアナライザ 1 時間 6,500円」と
「砥石式精密切断機 1 時間 610円」 を

「電界放出型電子線マイクロアナライザ 1 時間 9,330円」
「高分解能分析走査電子顕微鏡 1 時間 6,500円」 に
「砥石式精密切断機 1 時間 780円」

「非接触3次元表面粗さ測定機 1 時間 4,850円」 を
「走査型プローブ顕微鏡 1 時間 7,510円」

「非接触3次元表面粗さ測定機 1 時間 4,920円」 に改め、同表に次のように
加える。

「流体可視化システム 1 時間 1,480円」

別表13の表(3)の項中 「十二色高温染色機 1 時間 710円」 を

削り、同表に次のように加える。

「赤外線加熱染色試験機 1 時間 950円」

別表13の表(4)の項中 「粒度分布測定装置 1 時間 1,520円」 を

粒度分布測定装置	1時間	1,520円
粒子径解析装置(マイクロ領域粒度分布)	1時間	1,600円
粒子径解析装置	1時間	3,570円

に改める。

(いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部改正)

第四条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則(平成二十三年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表七の項中「高温型プレス機」を「複合材料成形機」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

使 用 承 認 申 請 書

年 月 日

石川県知事 様

次のとおり、施設・設備の使用の承認を受けたいので申請します。なお、施設・設備の使用にあたっては注意事項を守るとともに、万一き損したときは、使用者の責任においてその修理または損害を補てんすることに異議はありません。

太枠内をご記入ください。

申 請 者	住 所
	法 人 名 法人の代表者氏名
	使用者氏名 電 話
使 用 目 的	1 研修・会議 2 製品開発 3 品質管理 4 その他 ()
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
研修・会議名等 (人数)	

以下記載不要

所 管	受付番号	単 価	数 量 位	金 額 (円)
区 分				
冷暖房料				
合 計				円
担当者		備 考		

承認 区分	承認・不承認
----------	--------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

肥料取締法施行細則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十六号

肥料取締法施行細則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則

(肥料取締法施行細則の一部改正)

第一条 肥料取締法施行細則(昭和三十五年石川県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第二条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第七号」に改める。

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項第二号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。